

環境関連法規等とりまとめ

社会的にもコンプライアンスが重視されている中、事業者の遵守性の確認は審査人に必須の力量となります。ガイドライン最後の「参考1」に、事業者が遵守しなければならない法規の内容として①から⑤が挙げられています。また、条例による「上乘せ規制」や「横だし規制」のある場合も多々見受けられます。

業種によって特に注目すべき法規制もあり、これらすべての規制内容を100%把握することは、審査人でも不可能な部分もあります。しかし、少なくとも審査の場面で必要な知識を持っている必要があります。そのためには、被審査事業者様の業種・業態・規模等を事前に把握し、自ら調査して専門性を高めておくこと、これを繰り返すことで自身の力量を上げていくことが必要です。

また、法律等規制は、日々新しく制定や改訂が行われています。その情報をいかに早く的確に把握するかも、審査人としての必須要件です。さらに、法律の制定目的や改訂の経緯についても知ることが、規制内容の理解に役立ちます。

今回、この資料をまとめるに当たり、法の背景も含めポイントをまとめたつもりです。審査人の皆様に、何らかのお役に立てれば幸いです。

(具体的な要求事項一覧表は、「EA21プラザ」参照：<http://www.ea21-plaza.org/>)

なお、記載は平成28年8月現在のものであり、以後の改廃・補機は読者の自己責任とします

◆気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

及び京都議定書第11回締約国会合(CMP11)

2015. 11. 30-12. 13 於 フランス・パリ

全体の概要

新たな法的枠組みとして「パリ協定」を採択 ← 11月4日発効

- 世界共通の長期目標として2°Cのみならず**1.5°C**への言及
- 主要排出国を含む**すべての国が削減目標**を5年ごとに提出・更新すること
- JCMを含む**市場メカニズムの活用**の位置づけ
- **森林等の吸収源の保全**・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
- **適応の長期目標の設定**及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- 先進国が引き続き**資金を提供**することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
- イノベーションの重要性が位置づけられること
- **5年ごとに世界全体の状況を把握**する仕組み
- 協定の発効要件に国数及び排出量を用いること

COP22 2016.11 モロッコ・マラケシュで開催

2015.12.13 日本政府代表団報告より

- パリ協定の採択（平成27年12月）を受け、その実施に向けて、世界が新たなスタートを切る年。
- 自分たちの子供や孫たちの世代が健やかで豊かな生活を営むことができるよう、我が国としても**2050年80%削減を目指し、今から具体的なアクションを起こす**ことが必要。環境省のイニシアティブで国内外をリードし、**社会構造のイノベーションを実現**。

◎ **まずはみんなで始めよう!!**

～地球温暖化対策推進法の一部改正を出発点として～



一人ひとりの取組【1】

5月設置!

- 「COOL CHOICE推進チーム」の設置、国民運動実施計画の策定で、企業とも連携し、低炭素な「製品」「サービス」等の賢い選択を推進、関連マーケットを拡大。

6月策定!

まち・ふるさとでの取組【2】

- エネルギーを地産地消する地域システム（ネット・ゼロ・エミッション・エリア）を目指し、低炭素化と地方創生を同時実現。

20箇所!

海外・世界での取組【3】

- 日中韓三カ国環境大臣会合やG7等を通じ、世界をリード。
- 二国間クレジット制度（JCM）を強力に推進。



◎ **低炭素な技術と投資で未来を創り出そう!!**

暮らしを支える未来の技術を創る【4】

- 「素材」「電子機器」「住まい」「エネルギー」の分野で、未来に有効な技術を開発、社会に実装。

低炭素な投資を進める【5】

- 環境価値を織り込んだ低炭素投資の促進に有効な施策について、あらゆる可能性を視野に検討、取り組む。

2016年度から
高効率の窒化ガリウム
半導体を実機搭載

2030年
26%削減

◎ **2050年の社会を共有しよう!!**

長期低炭素ビジョンの策定【6】

- 技術のみならず、ライフスタイルや経済社会システムの変革をも視野に入れた**社会構造のイノベーションの絵姿**。

中央環境審議会
の場も含め、
検討に着手

2050年
80%削減



パリ協定の署名・締結に向けて【7】

- 我が国の署名・締結に向けた国内準備。
- 早期発効に向け各国とも認識を共有。

緩和計画

地球温暖化対策計画・政府実行計画【8】

- 26%削減の達成と長期的な目標に向けた総合計画。

電気事業分野の地球温暖化対策【9】

2017年度
GOSAT II
打ち上げ

気候変動の実態把握【11】



- 温室効果ガス観測衛星「いぶき」（GOSAT）も活用し、気候変動影響・被害を監視・把握。

適応計画

気候変動の影響への適応計画【10】

- 気候変動適応情報プラットフォームを設立。

夏メドに立ち上げ、
自治体や事業者の
取組を支援

◆水銀に関する水俣条約

第5回政府間交渉委員会(INC5:2013.1.13-18 於ジュネーブ(スイス)で条文案合意
外交会議(2013.10.9-11於熊本市・水俣市)で採択、92か国が条約へ署名
⇒50か国が締結してから90日後に発効

前文:水俣病の教訓として水銀汚染による人の健康及び環境への深刻な影響、水銀の適切な管理の確保の必要性及び同様の公害の再発防止

水銀供給源:新規鉱山の開発は発効後禁止、15年以内に産出禁止

水銀添加製品:電池、スイッチ、リレー、一定量以上含有照明用蛍光ランプ、石鹼、化粧品、殺虫剤、血圧計、体温計などは2020年までに製造、輸出入禁止。歯科用アマルガムは使用等の削減

水銀・水銀化合物を使用する製造プロセス:アルデヒド製造施設等で使用禁止
大気・水・土壌への排出規制

暫定的保管、水銀廃棄物、汚染地を環境上適正に管理

健康に関する側面:影響を受ける人の特定と保護、曝露防止、健康管理
その他 情報交換、教育・啓発、研究・開発・モニタリング、報告、評価 等

日本の蛍光灯はほぼ規制値以下で2020年以後も製造販売が可能。

但し、高圧水銀灯は裾切りなくすべて禁止へ(日本電球工業会コメントより)

日本は平成28年2月2日に受諾

2. 3 環境法規制の注目点

環境関連法の要求項目の例

① 法規制適用対象

- 物質の種類
- 施設とその処理能力
- 地域

② 許認可・届出，報告

③ 規制基準

- 国
- 地方条例の上乗せ
- 横だし基準

④ 測定，記録，記録の保管

⑤ 除害施設の設置

⑥ 危険・事故予防，事故時の措置

⑦ 保管・取扱い場所，運搬等に関する基準

⑧ 必要な資格

環境関連法規制の適用

□ 義務規定

※ 各種法規制(個別法)には、適用条件が決められており、その条件に合致した場合には適用をうけるが、その場合には「義務規定」となり、法の要求事項(禁止、制限規定等のある強制法)を満たさないときは法違反となる

(参考) 一般的な義務規定であれば、その違反者に対して、命令、科料、罰金、公表、場合によっては代執行や強制的な手法を執ることが出来る

□ 責務規定, 努力義務規定

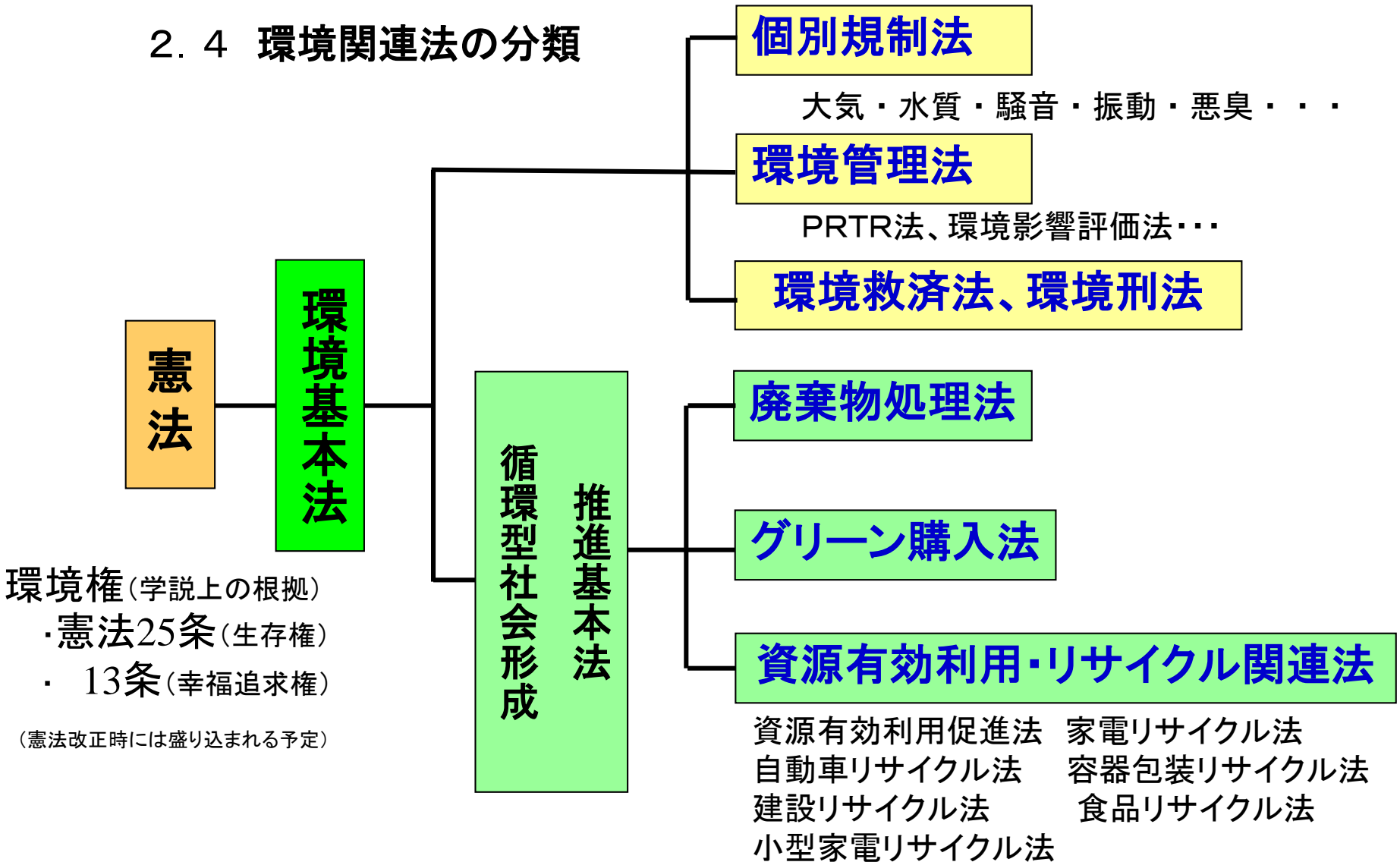
※ 法違反とはならない

(参考) 努力義務規定とは、努力することを義務としたものであって、理念的な要素が強く、従って、実効性を担保する強制的な手法を執ることはない
もし、あったとしても指導・勧告といった「お願いレベル」に止まる

責務規定とは、法律の目的や基本理念の実現のために各主体の果たすべき役割を宣言的に規定したもので、実効性を担保する強制的な手法を執ることはない

□ 全く適用されない(場合もある)

2.4 環境関連法の分類



基本法：各行政分野における施策の方針，基本計画，審議会の設置等を規定

個別法：国民の権利，義務，利益，罰則に関する事項等を規定

4. 2. 8 PCB廃棄物処理特措法 (公布 01. 6.22 施行 01.7.15)

- **PCB廃棄物**：PCB、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったものを処分するために処理したもので、規則 3条の基準に適合するものを除くもの。

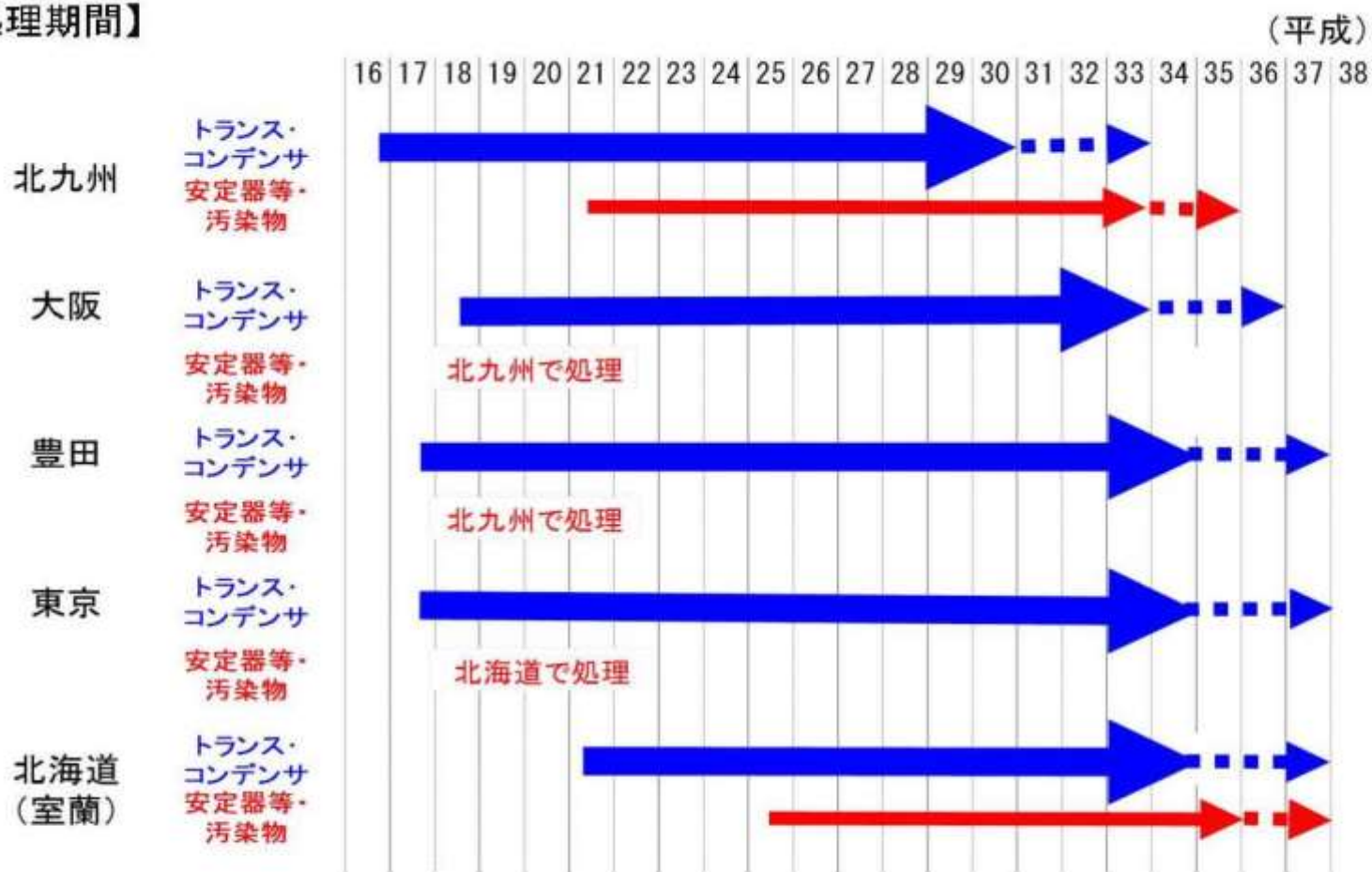
[規則3条の基準] 廃油：0.5mgPCB/kg以下、廃酸・廃アルカリ：0.03mg/L以下
廃プラ・金属くず・陶磁器くず：付着していないこと、その他：0.03mg/L以下

- **事業者**：事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者。

* 事業者の行うべき義務

- **保管等の届出**：事業者及びPCB廃棄物を処分する者は、**毎年度、前年度における「PCB廃棄物の保管及び処分の状況」**を知事に**届出**る。
 - **保管場所の変更**：変更日から10日以内に**変更前後の所在地の知事**に届出。
 - **期間内の処分**：事業者は、**15年以内にPCB廃棄物**を自ら処分し、又は処分を**他人に委託**しなければならない。
(平成39年3月31日まで延期：2012年12月12日公布・施行)
 - **譲渡又は譲受けの制限**：PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは**原則禁止**。
- ※中間貯蔵・環境安全事業(株) が05～07年からPCB廃棄物の委託処理を開始。
PCB廃棄物は、**特管産廃**で、特管管理責任者による管理が必要
・微量PCB汚染廃電気機器は、廃掃法上で、JESCO以外でも処理可能(H21.11から)

【処理期間】



計画的処理完了期限 (実線) : 保管事業者が JESCO に対し処分委託を行う期限

事業終了準備期間 (点線) : 今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案したもの

法改正 (2016年5月2日公布、8月1日施行)

- ①高濃度PCB廃棄物の計画的処理完了期限前の処分の義務付け
- ②都道府県等の報告徴収・立入検査権限の強化
- ③高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行の規定 等

4. 2. 9 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

法改正2013.6.12公布 規則改正2013.9.11、2015.4.1全面施行

- **「フロン類」**とは：クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)
- **第1種特定製品**：**業務用機器**で、フロン類が充てんされている次のもの、
エアコン、冷蔵・冷凍機器
- 第1種特定製品の廃棄等を行おうとする者（**第1種特定製品廃棄等実施者**）は、知事に登録している**第1種フロン類回収業者**に**フロン類**を**引渡す**。
第1種フロン類回収業者は、フロン類を引取り、フロン類破壊業者に引渡す。
- 第1種特定製品廃棄実施者は、**回収等に関する費用を負担する**。
- ◆ **フロン回収破壊法改正**（07.10.1施行）
- **フロン類回収の適正化**：第1種特定製品を**再資源化するため有償・無償で譲渡する場合**、廃棄時と同様に**第1種フロン類充填回収業者へフロン類を引渡す**。
- 第1種特定製品廃棄等実施者は、フロン類の引渡しの際、回収業者への引渡しの際、所定の**委託確認書、回収依頼書を交付**する。（写し3年保管）
また、回収業者からの**引取証明書**（又は写し）（3年保管）を30日以内に入手しないときは、知事に報告する。（**行程管理制度**）
- ◆ **フロン類充填業者の登録制度導入**（2013.6.12改正、準備行為 9.11施行）
フロン類再生業者の許可制度導入

(改正法の追加事項)

- フロン製造業者: フロン類の製造・輸入業者は 低GWP・代替化推進、代替ガス製造のための 設備整備、技術向上、フロン類の回収・破壊・再生に取り組む
- 機器製造業者: 指定製品(家庭用・自動車・業務用)の 低GWP化目標値設定

指定製品への 表示(目標値・年度・種類・量・製造者等)施行6ヶ月後適用

- 管理者(ユーザー等)の役割: 漏洩防止のための「判断基準」

① 適切な場所への設置・維持

② 機器の点検(第一種特定製品のみ) (1回/3ヶ月以上)

全て対象: 簡易点検(油にじみ、腐食、損傷、異音、異常振動等)

一定規模*以上対象: 専門家による定期点検 (エアコン1回/3年等)

③ 漏洩防止・未修理での充填禁止

* (例: 圧縮機定格7.5kW以上) 冷凍機等は1回/年

④ 点検等の履歴の保存、整備時に記録の提示

⑤ 漏えい量の把握と1000CO₂-t/年以上漏えい時の報告

特定漏えい者(フロン類算定漏えい量等の報告に関する命令H26.12.10)

- 第一種充填回収業者(旧 回収業者): 特定製品整備時も登録業者へ委託する
漏洩状況確認、充填中の漏洩防止、回収証明書・充填証明書発行
- 再生・破壊業者: 第一種フロン類 再生業者(許可制)、回収業者の引渡義務

◆エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)改正

H25.5.31公布

建築材トッパーナー:H25.12.28施行

電力ピーク対策措置:H26.4.1施行

(1) 法律の題名変更⇒「等」を挿入

(2) 目的

・燃料資源の有効利用の確保に資するために講ずる措置



・エネルギーの使用の合理化に関する措置

・電気の**需要の平準化**に関する措置

・その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置

(3) **工場等、輸送に係る措置**⇒電気の需要の平準化措置を評価

例:蓄電池やエネルギー管理システム導入、自家発電活用

(4) **熱損失防止建築材料**⇒トッパーナー制度導入

住宅・ビル等のエネルギー消費効率向上に資する製品の追加

例:建築材料等(窓、断熱材、サッシ、複層ガラス)

追加 H26.11.28公布
H26.11.30施行

化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)

目的：世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性(ハザード)ごとに分類して、その情報を一目でわかるようなラベルの表示や安全データシートで提供する。

内容：爆発性、引火性、急性毒性、発癌性、水生環境有害性の区分と、危険有害性の程度ごとに「危険」「警告」を表示

表示内容：

- ①物質名、化学物質名等
- ②右記のシンボルマーク
- ③注意喚起語 「危険」「警告」など
- ④製品の情報 ⑤注意書き
- ⑥製造業者または供給業者の情報



(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)

5. 法律の読み方 《法律の構成》

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）

第一章 総則（第一条—第五条の八）

第二章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理（第六条—第六条の三）

第二節 一般廃棄物処理業（第七条—第七条の五）

第三節 一般廃棄物処理施設（第八条—第九条の七）

第四節 一般廃棄物の処理に係る特例（第九条の八・第九条の九）

第五節 一般廃棄物の輸出（第十条）

第三章 産業廃棄物

第一節 産業廃棄物の処理（第十一条—第十三条）

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター

第一款 情報処理センター（第十三条の二—第十三条の十一）

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター（第十三条の十二—第十三条の十六）

第三節 産業廃棄物処理業（第十四条—第十四条の三の三）

第四節 特別管理産業廃棄物処理業（第十四条の四—第十四条の七）

第五節 産業廃棄物処理施設（第十五条—第十五条の四）

第六節 産業廃棄物の処理に係る特例（第十五条の四の二・第十五条の四の三）

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出（第十五条の四の四—第十五条の四の六）

第三章の二 廃棄物処理センター（第十五条の五—第十五条の十六）

第三章の三 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十五条の十七—第十五条の十九）

第四章 雑則（第十六条—第二十四条の六）

第五章 罰則（第二十五条—第三十四条）

附則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）

法律の読み方 《条の構成》

◇**条**: 箇条書きで内容を表現 → 第〇条
法令施行後修正、改正が実施され、既存の条文の条を追加する
必要のある場合

例: 第5条と第6条の間に追加 → 第5条の1
第5条の1と第6条の間 → 第5条の2
第5条の1と第5条の2の間 → 第5条の1の1

* 追加された条文も、正式な一つの条である。

◇**項**: (算用数字) 条の内容をさらに段階に分ける場合
→「1」は書かない。「2」から記載する。

◇**号**: (漢数字) 条、項の中で、いくつかの事項を列挙する場合
→一、二、三…
その下位は、イ、ロ、ハ…
その下位は①②③…、(1)(2)(3)…

法律の読み方 《法律用語①》

①選択的接続詞

◇「又は」……意味に段階をつけないで選択的に結びつけるとき

: A、B又はC

◇「若しくは」…大小の段階があるとき

: A又はBの群とCの群 →A若しくはB又はC

(例) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(変更の許可等)

第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者**又は**一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集**若しくは**運搬**又は**処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集**又は**運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 一般廃棄物収集運搬業者**又は**一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集**若しくは**運搬**若しくは**処分の事業の全部**若しくは**一部を廃止したとき、**又は**住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

法律の読み方 《法律用語②》

②併合的接続詞

◇「及び」……2つ以上の用語を意味のうえに段階がないとき

: A、B及びC

◇「並びに」……3つ以上でAとBの結合が強い場合

: A及びB並びにC

(例) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

法律の読み方 《条文の読み方のコツ》

①各条の見出しを活用する。

②上位の法令を読んだ場合、詳細内容を下位の法令で定めている場合が多い。この場合、下位法令では**上位の法令の条の順番**に規定されていることが多い。

最近の電子情報では、クリックで飛んでくれる場合もあり、有効である。

③**カッコ書きのある場合**は、まずカッコを読み飛ばすこと。後でカッコの中を確認する。

カッコ内には適用除外、付帯条件などがある場合が多い。(注目すべき点もある)

また、カッコ内に(・・・を除く)とあり、そのカッコのある条文で「・・・を除く」とあれば、結局、**カッコ内のもののみが適用となる**、混乱しないようによく読むこと。

6. 検索方法

環境関連法・条例の情報入手先


環境法	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 法律一般が50音別に検索できる（総務省）
	http://www.env.go.jp/hourei/ 法令データベース（環境省）
環境条例	http://www.hi-ho.ne.jp/tomita/reikidb/reikilink.htm 都道府県市町村の条例の最新制定版が検索できる（自治体Web例規集）
	http://www.jourei.net/main/child/7 地方自治体の公開条例を検索できる（条例Web）

法令データ提供システムの利用にあたっての注意事項

本システムで提供する法令データは、総務省行政管理局が官報を基に、施行期日を迎えた一部改正法令等を被改正法令へ溶け込めます等により整備を行い、データ内容の正確性については、万全を期しておりますが、官報で掲載された内容と異なる場合は、官報が優先します。
総務省は、本システムの利用に伴って発生した不利益や問題について、何ら責任を負いません。

お知らせ



法令(憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規則)の内容を検索して提供します。
はじめて利用する方は、[こちら](#) を必ずお読みください。

▶ 9月20日 平成28年9月1日現在のデータに更新しました。(詳細)

[過去のお知らせ](#)

■ 法令用語検索 (指定した用語を含む法令の内容が表示されます。)

任意の用語を全角文字で入力してください。
(複数の用語を入力する場合は、スペースで区切ってください。)

<input type="text"/>	すべての用語を含む <input type="button" value="▼"/>	<input type="button" value="検索"/>
検索対象 <input type="button" value="全ての法令"/>		
検索単位 <input type="button" value="法令単位"/>		
結果表示 <input type="button" value="20件"/>		
公布年月の範囲指定 <input type="button" value="しない"/>	<input type="button" value="平成"/>	<input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> 月~ <input type="button" value="平成"/>

■ 法令索引検索 (一覧から選択した法令の全文が表示されます。)

法令名用語索引

指定した用語を法令名(略称法令名)中に使用している法令一覧が表示されます。

<input type="text"/>	<input type="button" value="検索"/>
略称法令名検索 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	略称法令名一覧

五十音索引

法令名(かな)の先頭文字を表から選択すると、該当する法令一覧が表示されます。

<input type="button" value="あ"/>	<input type="button" value="か"/>	<input type="button" value="さ"/>	<input type="button" value="た"/>	<input type="button" value="な"/>	<input type="button" value="は"/>	<input type="button" value="ま"/>	<input type="button" value="や"/>	<input type="button" value="ら"/>	<input type="button" value="わ"/>
<input type="button" value="い"/>	<input type="button" value="き"/>	<input type="button" value="し"/>	<input type="button" value="ち"/>	<input type="button" value="に"/>	<input type="button" value="ひ"/>	<input type="button" value="み"/>	<input type="button" value="り"/>		
<input type="button" value="う"/>	<input type="button" value="く"/>	<input type="button" value="す"/>	<input type="button" value="つ"/>	<input type="button" value="ぬ"/>	<input type="button" value="ふ"/>	<input type="button" value="む"/>	<input type="button" value="ゆ"/>	<input type="button" value="る"/>	

23. [水産業協同組合法の施行等に関する政令 抄\(昭和二十四年二月十一日政令第四十七号\)](#)
24. [水産資源保護法\(昭和二十六年十二月十七日法律第三百十三号\)](#)
25. [水産資源保護法施行規則\(昭和二十七年六月十六日農林省令第四十四号\)](#)
26. [水産資源保護法施行令\(昭和二十七年六月十四日政令第九十四号\)](#)
27. [水産政策審議会令\(平成十三年六月二十九日政令第二百三十号\)](#)
28. [水質汚濁防止法\(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号\)](#)
29. [水質汚濁防止法施行規則\(昭和四十六年六月十九日総理府・通商産業省令第二号\)](#)
30. [水質汚濁防止法施行令\(昭和四十六年六月十七日政令第八十八号\)](#)
31. [水質基準に関する省令\(平成十五年五月三十日厚生労働省令第一百一号\)](#)
32. [水質調査作業規程準則\(昭和三十二年三月二十七日総理府令第十四号\)](#)
33. [スイス債公債の発行等に関する省令\(昭和三十九年二月二十日大蔵省令第三号\)](#)
34. [水洗炭業者保証金規則\(昭和三十三年八月四日法務省・通商産業省令第一号\)](#)
35. [水洗炭業に関する法律\(昭和三十三年五月二日法律第百三十四号\)](#)
36. [水洗炭業に関する法律施行規則\(昭和三十三年八月四日通商産業省令第八十六号\)](#)
37. [出納官吏事務規程\(昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十五号\)](#)
38. [水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律\(平成六年三月四日法律第八号\)](#)

Google™ カスタム検索



トピックス一覧

新着情報一覧

報道発表一覧

環境Q&A

ホーム

環境省のご案内

政策分野・行政活動

環境基準・法令等

白書・統計・資料

申請・届出・公募

報道・広報

法令・告示・通達

[ホーム](#) > [環境基準・法令等](#) > 法令・告示・通達

法令・告示・通達

- このデータベースの法令のうち、法律・政令・省令は、[総務省法令データ提供システム](#)にリンクしています。
- その他の告示、通達等は環境省で作成したデータベース（平成19年3月31日現在）で検索します。ただし、環境省のデータベースで網羅できていない告示、通達等は随時、[追加された告示・通達等一覧](#)の中に追加していますのでそちらをご覧ください。
- 他省庁所管の法令・告示・通達等のデータベースは、[電子政府の総合窓口（所管の法令・告示・通達）](#)にリンクがあります。
- 環境省が国会に提出した法律案は[国会提出法律案](#)に掲載しています。

■ 総合目次

- [環境基本](#)
- [行政組織](#)
- [地球環境](#)
- [大気保全](#)
- [水質保全](#)
- [土壌・農業](#)
- [騒音](#)
- [振動](#)
- [地盤沈下](#)

+ 環境省のご案内

+ 政策分野・行政活動

- 環境基準・法令等

▶ [環境基準](#)

▶ [法令・告示・通達](#)

+ 白書・統計・資料

+ 申請・届出・公募

+ 報道・広報

+ 熊本地震への対応

自治体Web例規集へのリンク集

●お知らせ [履歴]

法務の本棚に2冊のレビューをアップしました。
 ・[法実務からみた行政法](#)
 ・[自治体の法規担当になったら読む本](#)

土地の価格が最短5秒でわかる

(ネットでラクラク)オンライン査定! カンタン入力した住所の地価がスグわかる sell.yeay.jpへ進む

- 問合せ/情報提供: →[洋々亭へのご連絡](#) (新規公開やアドレス変更など)
- 使い方: 市町村名にカーソルをのせると、人口と読みが表示されます。
- Web公開数: 合計: 1727 (県: 47、市: 812、町村等: 868)
- ベンダー別: ぎょうせい: 1055、第一法規: 521、クレストック: 114、不明: 28、庁内作成: 5、フューチャーイン: 3、東京法令出版: 1、

■新着情報

- [フォーラム新着投稿](#)
Re: 給与条例の改正について
- [最新の雨読日記](#)
[天気予報はこの日「ウソ」を](#)

修正 2014-10-19 リンクずれ等を修正しました。

■全国Web例規集を横断検索

ぎょうせい本文のみ
10件ずつ

Google 検索

全自治体 町 市 県

■法務関連サイト

e-Gov 官報 法令データ提供システム 告示・通達
 判例検索システム 法令・告示・判例等検索 条例Web e法規
 北海道町村会ほーむ支援室 岩手県法務事務支援
 CRESTEC法制執務室 千葉県政策法務レター

地域	都道府県	市	町村・事務組合
北海道	北海道	札幌市 中函館市 小樽市 中旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 夕張市 岩見沢市 網走市 釧路市 苫小牧市 稚内市 美唄市 芦別市 江別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市	新篠津村 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 奥尻町 今金町 せたな町 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 喜茂別町 倶知安町 共和町 岩内町 神恵内村 古平町 南幌町 奈井江町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 狹父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 幌加内町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町 音更町 十勝町 上十勝町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村

[トップページ](#)

[自治](#)

[議会](#)

[総務](#)

[財政](#)

[福祉](#)

[環境](#)

[まちづくり](#)

[保健・医療](#)

[人権](#)

[消費者](#)

[文化・教育](#)

[防災・安全](#)

[産業](#)

環境

[環境基本条例](#)

[自然環境保全](#)

[公害防止](#)

[環境影響評価](#)

[温暖化対策](#)

[エネルギー](#)

[廃棄物](#)

[水環境](#)

[緑化](#)

[生活環境保全](#)

[埋立規制](#)

[自然公園](#)

[環境—その他](#)

7. 最新情報の入手方法

- ・官報検索：即日検索は有料、ただし少し遅れて無料公開となる
- ・各省庁のメールマガジンに参加する
 - 環境省、経産省などのホームページでエントリー
 - 平日の毎日メールで情報が入手できる
 - 各省庁のホームページで大量の情報が入手できる
- ・各自治体の情報 ホームページや定期的な広報活動の資料入手
- ・加除式の法令集 公布後数か月で更新される
- ・各工業会、協会、NPOなどの団体
 - ホームページで要領よくまとめたパンフレットなども入手可能

メールマガジン&会員登録サイト [環境省]

ホーム > 報道・広報 > メールマガジン&会員登録サイト [環境省]

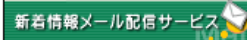
メールマガジン

環境省では以下のメールマガジンを配信しています。

【総合】

新着情報メール配信サービス

(原則月曜日から金曜日に一日一回配信)



環境省の報道発表、入札情報、部局が取り上げたピックアップ情報の更新情報を配信しています。

[新着情報メール配信サービスのページへ \(登録はこちらから\)](#)

【廃棄物・リサイクル】

Re-Styleメールニュース

(ページ更新時配信、月2回程度)

循環型社会におけるライフスタイルをリ・スタイル (Re-Style) として提唱・推進するためのインタビューやコラム、実用情報、行政情報などを掲載している「Re-Style」ページの更新情報や関連ニュースをいち早く配信しています。

[RE-STYLEのホームページへ \(登録はこちら\)](#)

【水環境】

+ 環境省のご案内

+ 政策分野・行政活動

+ 環境基準・法令等

+ 白書・統計・資料

+ 申請・届出・公募

- 報道・広報

▶ 大臣記者会見・談話等

▶ 報道発表資料

▶ 行事予定

▶ 環境省広報誌 エコジン

▶ **メールマガジン&会員登録サイト**

▶ 環境省図書館のご案内

▶ こどものページ

▶ ビデオ・写真ライブラリ

▶ 環境省動画チャンネル (YouTube)

+ 熊本地震への対応

8. 参考書籍

- 新・よくわかるISO環境法(ダイヤモンド社)
- ISO環境法クイックガイド(第一法規)
- 環境六法(中央法規)
- 環境ISO対応 法令チェック集(加除式)(新日本法規)

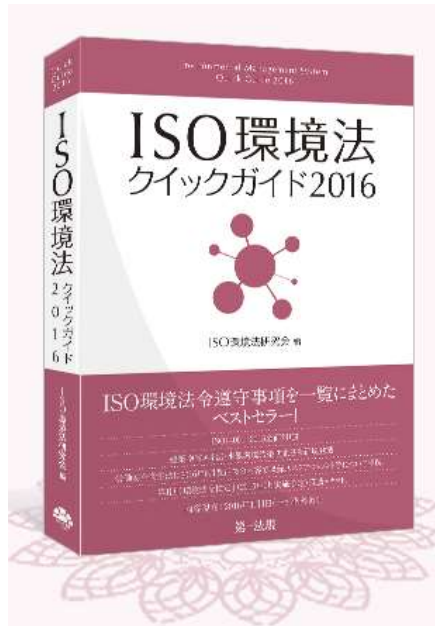
その他、市販されている書籍は多くありますが、ご自身の使いやすいものを選んでください。また、加除式のもの以外は、法規制の改訂にすぐには対応できないので、定期的な買い替えが必要となります。

(条例としての例)

- 環境関連法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく

「許可申請及び届出の手引」(兵庫県農政環境部環境管理局監修)

ご参考:最近は、私設ですが「環境法令検定」のようなものも始まっている



＜環境関連法規＞